

平成28年度

社会福祉法人 関市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 関市社会福祉協議会

社会福祉法人 関市社会福祉協議会

平成28年度 事業計画

使 命

関市社協は、地域で暮らす誰もが安心して住み続けられるよう、地域住民とともに、福祉による人づくり、組織づくり、まちづくりを推進する。

経営理念

- ①地域の生活課題や福祉課題の解決に、主体的・自律的に取り組む市民の育成を図るために、市民福祉教育を推進する。
- ②公益性の高い民間福祉団体として、安定した経営基盤の確立を図り、効果的・効率的で計画的な事業・活動を推進する。
- ③地域の誰もがともに手を携えて、安心・安全で豊かに暮らせる、福祉によるまちづくりを推進する。

I. 基本方針

近年、地域社会、経済社会の急激な変化に伴い、家庭や地域が持っていた人々を支えるといった機能が急速に力を失い、孤立化が進むと同時に、単身、高齢者夫婦世帯、ひとり親世帯の増加といった世帯構成、人口構造の変化も進んでいます。このような背景から出てくる福祉課題・生活課題に対応するには、現在の縦割りの社会福祉制度では対応しきれない部分があり、福祉サービスに限界さえ感じられます。

こうした状況の中、今後めざす福祉の姿として、福祉関係者や地域ボランティアだけでなく、地域社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たし、連携・協働する地域社会づくりが必要となります。

本協議会では、高齢者、障がい者、児童等、地域で生活する市民一人ひとりを支え、住み慣れた場所で支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指すため、各福祉サービス・活動が互いに連携・協働し、要援護者を囲む家族、隣人、地域社会との関係を維持、再構築しながら実施していけるよう、様々な事業を各種団体や行政、事業所等と協働しながら推進し、健康で生き生きとした生活ができる地域社会づくりを目指してまいります。

Ⅱ. 重点施策

● 関市民地域福祉活動計画の着実な推進

関市民地域福祉活動計画推進の初年度となるため、目標や方向性、取組内容、進行状況などを確認して計画の着実な展開を図ります。

1. 効果的なPR活動の強化

関市社協のPR活動をより一層強化し、地域住民に社協事業や存在意義を広く周知することにより見える社協を目指します。社協だより、ホームページ、市内各行事におけるPR活動の促進・強化を図ります。

2. 役職員一丸となった組織体制づくり

多様化・複雑化する福祉課題に、課題解決に向けて機動力と柔軟性をもって対応できる人材を育成します。役職員研修や人材育成研修などに積極的に参加し、地域福祉推進の要となる人材を育成します。

3. 小地域福祉活動の充実と活性化

支部社協を中心とした小地域福祉活動の充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域ささえ愛推進室を設置し、地域の実情に合わせた支援ができる体制を整備する。また新たな課題に対する新たな事業の創設により、小地域福祉活動のさらなる活性化を図ります。

4. 生活に困窮している人の相談・支援体制の強化と福祉サービスの利用促進

制度の谷間にある人や、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組づくりを行います。

また、生活困窮者の自立支援を進めるとともに、その相談窓口の一本化に向けた体制整備と一層の強化と連携を図り、関係機関等のネットワークにより問題・課題の早期発見・早期解決につなげていきます。

5. 老人福祉センターでの介護予防事業：利活用の促進

65歳以上の高齢者の介護予防と社会的孤立の解消を図るため、身近な地域にある老人福祉センターで交流、運動、学習などの機会を提供し、高齢者相互または多世代との相互理解と助け合いの心を育みます。

6. 小地域による多職種連携ネットワークの構築

高齢者の総合相談窓口として把握した地域課題を、支部社協と連携し小地域単位で解決していくための体制づくりとして、医療・保健・福祉の関係機関・団体等の活動状況・役割を把握・整理し、ネットワークを構築する。

Ⅲ. 事業計画

■ 組織の運営・経営

1. 健全、公正かつ透明性のある法人の運営、事業所の経営および指定管理を行います。

(1) 法人の運営

関市社会福祉協議会の使命と経営理念のもとに、関市民地域福祉活動計画の基本目標の達成に向けて役職員が一丸となり、社会福祉法人および社会福祉協議会としての存在意義を明示します。

(2) 事業者として「わかくさ介護ステーション」の経営

(3) 指定管理者として、5か所の老人福祉センター管理と関市板取老人福祉センターを含む6か所の事業の受託経営

- ・わかくさ老人福祉センター
- ・関市洞戸老人福祉センター
- ・関市武芸川老人福祉センター
- ・関市武儀老人福祉センター
- ・関市上之保老人福祉センター

(4) 指定管理者として、介護予防拠点施設（いちょうの家）の管理と事業の受託経営

(5) 関市中央第1地域包括支援センターの受託経営

必要な支援を行う一方、社会福祉協議会らしく地域の力や社会資源を活用した地域包括ケアに努めます。

2. 関市民地域福祉活動計画の着実な推進に努めます。【平成28年度～平成32年年度】

基本目標ごとの指標に基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルによって計画の達成状況を管理し、実効性を確保しながら施策を推進していきます。

3. 丁寧な説明とアピール活動【20回以上予定】による、全世帯の会員加入を目指します。

さまざまな機会をとらえて、丁寧な説明と積極的なアピール活動を展開します。また、事業や地域活動への参加を促し、さらなる理解促進を図ります。

《会費》	一般会員	年額	一口	800円以上
	賛助会員	年額	一口	3,000円以上
	特別会員	年額	一口	7,000円以上

4. 社会福祉協議会のPRを強化します。(重点事業)

市民の皆さんに、社会福祉協議会そのものの活動内容を知っていただくために、効果的なPRの実施や社協だより、事務局ニュース、ホームページ等を有効に活用し情報発信と情報収集を行います。

5. 組織や人材を育成し体制を強化します。(重点事業)

多様化・複雑化する福祉的課題に適切に対応できるように組織体制づくりと人材育成を進めます。

6. 財源の確保に努めます。

新たな事業の推進や地域福祉ニーズに対応できるように、寄付文化の推進、基金の運用等、新たな財源確保に向けて取り組みます。

7. 新しい社会福祉法人会計基準に適合した会計処理を行います【H27年度より】。

8. 職員を適正配置するとともに、明るい職場環境づくりに取り組みます。

9. 地域福祉を進める福祉団体・施設等の事業・活動を助成します。

10. 共同募金会事業への協力とこれの有効活用を進めます。

■ 福祉教育の推進・福祉意識の醸成

1. 地域福祉に関する啓発活動の推進

(1) 市民健康福祉大会とフェスティバルの開催

(2) 企業に対する福祉の啓発

(3) 福祉教育の推進（重点事業）

市民福祉教育のあり方の研究を進めながら、実践方法（プログラム）の開発・提示をする。
さらに、市民による市民福祉教育を進めるために、福祉教育サポーターの活用にも取り組む。

(4) ボランティア・サマースクール、親子ボランティア体験を実施

■ ボランティア活動の活性化

1. ボランティアセンターの機能強化

(1) 市民活動センター等との連携を強化（重点事業）

登録団体の拡大と、他の登録団体との情報共有が出来る体制づくりを進める。

(2) ボランティア情報の収集・発信

ボランティア情報の配布先。メール配信先の拡大を図る。
SNSを活用した情報共有の場を広げる。

2. ボランティアセンター活動の推進

(1) 各種ボランティア養成講座の開催

点訳講座、手話講座、傾聴講座を実施する。

(2) ボランティア活動の支援（重点事業）

登録団体の拡大を図り、分野ごとの登録制を整備する。

(3) ボランティア市民活動助成事業の実施

ボランティアセンター登録団体で、先駆的な・開発的な活動を行う団体に対し助成を行う。

(4) 関市ボランティア・市民活動連絡協議会の支援（重点事業）

関市ボランティア・市民活動連絡協議会加入へのメリットを図り、PR活動を強化する。

3. 防災・災害時対応の強化

(1) 災害ボランティアセンター開設に向けた体制整備

災害発生時に、支援ニーズの把握やボランティアの受入れ調整・マッチング等を行う体制を整備する。

■ 地域を中心とした福祉活動の活性化

1. 支部社協の組織強化

(1) 支部社協たよりの発行支援

支部社協たよりを本会ホームページに掲載し、広く情報発信する。

(2) 情報提供・研修会の開催等による活動支援

(3) 小地域住民福祉活動計画の策定（重点事業）

「小地域住民福祉活動計画」の策定をする支部社協を支援し、その地域に応じた福祉活動を促進する。

(4) 支部社協活動の拠点整備（重点事業）

支部社協活動活性化のための拠点・事務局の設置を行なう。

(5) 地域委員会との連携

支部社協と地域委員会との事業や活動の役割を明確にして、連携を促進する。

2. ふれあい・交流の場づくりへの支援

(1) 友愛訪問事業

(2) ふれあい会食・配食サービスの実施

(3) おせち料理配膳事業の実施

(4) ふれあい・いきいきサロンの開催支援（重点事業）

支部社協を中心に、小地域で開催できるようにする。

ボランティア活動者の人材確保を図る。

(5) 家族介護者交流事業の実施

認知症カフェ（ぬくもりカフェ）の開催を支援し、介護者の集いを開催する。

支部社協、包括支援センターや、企業との連携により小地域での開催を行う。

(6) 地域介護者の集い

(7) 障がいのある人の交流の促進

障がい者の集い、障がい者サロンの実施。

参加者同士の交流ができるような事業、環境の整備を行う。

(8) 歳末ふれあい事業の実施

年末年始の時期に、地域の各団体が実施する福祉事業に助成を行う。

(9) 生活支援サービスの実施（重点事業）

公的なサービスで対応できない軽微な困りごとに対して、住民同士の支え合い活動ができる環境を整備する。事業化に向けてニーズ調査や研修を実施する。

(10) 子育て支援活動の推進

支部社協を中心として、子育て中の親子が交流できる場として「すくすくランド」の開催を支援する。

3. 小地域活動の活性化

(1) 見守りネットワーク活動

(2) 地域ふくし懇談会の開催

懇談会を通して、地域の課題の共有と、住民の主体形成を図る。事前研修を開催し、より有効的な懇談会となるように進める。

(3) 地域ボランティアの人材育成（重点事業）

小地域で活躍するボランティア活動者の発掘と育成をする。

(4) 自治会、民生委員・児童委員との連携

(5) 福祉委員の活動支援

小地域福祉活動の中核的な役割の徹底を図るために、支部単位での研修会を実施し活動の支援を図る。

(6) 生活支援コーディネーターの配置（重点事業）

地域包括支援センターのエリアごとに、生活支援コーディネーターを配置し、介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図る。

■ 利用者ニーズに応えられる福祉サービスの提供

1. 福祉サービスの充実

(1) 虚弱高齢者ホームヘルパー派遣事業の実施

要介護認定調査で自立判定を受けた虚弱高齢者等に対し、ホームヘルパーを派遣する。

(2) 高齢者生きがい活動支援通所事業の実施

家に閉じこもりがちな高齢者の介護予防と生きがいづくりを支援する。

・いちょうの家

・武儀、上之保 生きがい活動支援通所事業

(3) 移送サービス事業の実施

福祉バス、福祉リフトバス、車輛貸出の業務を実施する。

(4) 車いす貸出事業の実施

在宅で療養する方に車いすを貸し出す。

(5) 老人福祉センター事業の充実（重点事業）

高齢者の健康増進、教養向上およびレクリエーション促進のための事業を実施する。

利用者拡大のためのPR活動の展開と社会施設としての有効活用を図る。

身体機能の維持または向上を図り、要介護状態へ移行することを予防するための介護予防事業を実施する。

2. 介護保険サービスの充実

(1) 居宅介護支援事業の実施

居宅介護支援事業所の経営(事業所: せき、にし、ひがし)

(2) 要介護認定調査事業の実施

市からの受託による要介護認定調査及び予防ケアプランの作成

(3) 訪問介護事業の実施

訪問介護事業の経営(事業所: せき、出張所: 洞戸、武儀)

3. 障がい福祉サービスの充実

(1) 居宅介護事業の実施

居宅において、身体介護・生活援助及び生活等に関する相談援助を行う。

(2) 重度訪問介護事業の実施

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に対して、身体介護・生活援助及び生活等に関する相談援助を行うとともに、移動中の介護を行う。

(3) 同行援護事業の実施

視覚障がいにより、移動に著しい困難を要する障がい者に対し、外出時において移動の援助・身体介護・生活援助を行う。

■ 暮らしを支える相談・援助活動の推進

1. 生活困窮者の自立支援

(1) 生活困窮者自立支援事業の実施（重点事業）

生活困窮者が地域で自立して暮らしていけるよう、福祉制度・サービスを連携させ、ワンストップで相談できる体制を整備する。

(2) 生活福祉資金貸付・小口資金貸付事業の実施

民生委員・児童委員の協力と指導のもとで、自立を支援する。

・県社協から受託し、生活福祉資金の貸付窓口として、利用を支援する。

・小口貸付金および小口緊急貸付金の貸し付けにより、急場の生活を支援する。

(3) 歳末在宅配分事業の実施

年間を通して、生活困窮者世帯を支援できる事業への移行に向けた検討を進める。

2. 福祉サービス利用者等の権利擁護

(1) 日常生活自立支援事業の実施

自分だけでは福祉サービスを利用することが困難な方に対して、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなど、日常生活を支援する。

(2) 成年後見センターの運営

定期的な運営委員会を開催するとともに、地域の関係機関・団体とのネットワークを活かし、適切な運営ができるよう体制整備を進める。

成年後見の普及研修事業を実施する。

3. 相談体制の整備

(1) 福祉総合相談事業の実施

事務局、各支所で日常生活の悩みごと、困りごとの相談に応じる。

相談体制の見直しを協議し、次年度から福祉総合相談事業に変わる新たな窓口を設置する。

4. 地域包括ケア体制の構築に向けたセンター機能の強化

他の5つのセンターと連携しながら、地域包括ケア（住民のみなさんが、住み慣れた地域において、安心して尊厳あるその人らしい生活を維持できるよう、保健医療の向上および福祉の増進を包括的・継続的に支援すること）を実現するための中心的役割を担う。

(1) 介護予防ケアマネジメントの実施

(2) 総合相談事業の実施

(3) 権利擁護の実施

(4) 包括的・継続的ケアマネジメントの実施（重点事業）

医療と介護が連携できる体制づくりや、個別ケア会議等を通じてケアマネージャーが自ら解決していけるよう助言や支援を行う。

(5) 多職種連携によるネットワークの構築（重点事業）

地域課題の把握・解決に向けた医療・保健・福祉の関係機関等がネットワーク構築や、民生委員児童委員協議会と連携し見守りネットワークの強化を行う。